

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第 号
経済産業省、国土交通省、環境省

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、
産業競争力強化法施行規則（平成三十年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）の一部を次の
経済産業省、国土交通省、環境省

ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の
傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(実施状況の報告) 第四十八条 「略」 〔2〕4 略 5 認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第五十により報告をしなければならない。 一 当該認定事業再編事業者又は当該認定特別事業再編事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、<u>企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行の申立て</u>がなされたこと。 〔二・三 略〕 6 「略」	(実施状況の報告) 第四十八条 「同上」 〔2〕4 同上 5 「同上」 一 当該認定事業再編事業者又は当該認定特別事業再編事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は<u>企業担保権の実行の申立て若しくは通告</u>がなされたこと。 〔二・三 同上〕 6 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、事業性融資の推進等に関する法律の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。